

## 法科大学院進学プログラムに登録する場合の履修イメージ

### 1. 前提—各類の卒業に必要な単位

法学部は、以下の3つの類を置いている。どの類に所属するかによって、卒業までに履修し単位を取得しなければならない授業科目は異なるが、卒業に必要な単位の数は変わらない。必修科目と選択必修科目に選択科目の単位を加えて80単位が、卒業に必要な単位となる。

#### [第1類 (法律総合コース)]

- 必修科目：24単位
  - 憲法、民法第1部、民法第2部、刑法第1部、政治学
  - 演習（2単位）
- 選択必修科目（実定法）：12単位以上
- 選択必修科目（基礎法学）：4単位以上
- 選択必修科目（政治）：4単位以上
- 選択必修科目（経済）：4単位以上
- ※履修した科目の単位の4単位以上が外国語科目であること

#### [第2類 (法律プロフェッション・コース)]

- 必修科目：46単位
  - 憲法、民法第1部、民法第2部、民法第3部、商法第1部、刑法第1部、民事訴訟法第1部、刑事訴訟法、行政法第1部、政治学、民法基礎演習
  - 演習（2単位）
- 選択必修科目（基礎法学）：4単位以上

#### [第3類 (政治コース)]

- 必修科目：20単位
  - 憲法、民法第1部、政治学
  - 演習（4単位）
  - リサーチペーパー（2単位）
- 選択必修科目（法学）：4単位以上
- 選択必修科目（政治）：16単位以上
- 選択必修科目（経済）：4単位以上

## 2. 法科大学院進学プログラムの修了に必要な単位

法科大学院進学プログラムでは、以下のとおり、修了に必要な科目が設定されている。

[法科大学院進学プログラムの修了に必要な科目 (合計 56 単位)]

- 憲法、行政法第 1 部、行政法第 2 部、民法第 1 部、民法第 2 部、民法第 3 部、民法第 4 部、刑法第 1 部、刑法第 2 部、商法第 1 部、商法第 2 部、民事訴訟法第 1 部、刑事訴訟法
- 民法基礎演習又は実定法分野の演習

法科大学院進学プログラムの修了に必要な科目の単位を取得しても、各類の卒業に必要な単位を取得できなければ卒業できないし、法科大学院進学プログラムも修了できない。法科大学院進学プログラムの修了に必要な科目と、各類の必修科目・選択必修科目・選択科目との対応関係を示すと、以下のとおりとなる。

[第 1 類 (法律総合コース)]

- 必修科目：憲法、民法第 1 部、民法第 2 部、刑法第 1 部、演習
- 選択必修科目 (実定法)：行政法第 1 部、行政法第 2 部、民法第 3 部、民法第 4 部、刑法第 2 部、商法第 1 部、商法第 2 部、民事訴訟法第 1 部、刑事訴訟法、民法基礎演習

[第 2 類 (法律プロフェッション・コース)]

- 必修科目：憲法、民法第 1 部、民法第 2 部、民法第 3 部、商法第 1 部、刑法第 1 部、民事訴訟法第 1 部、刑事訴訟法、行政法第 1 部、民法基礎演習、演習
- 選択科目：行政法第 2 部、民法第 4 部、刑法第 2 部、商法第 2 部

[第 3 類 (政治コース)]

- 必修科目：憲法、民法第 1 部、演習
- 選択必修科目 (法学)：行政法第 1 部、行政法第 2 部、民法第 2 部、民法第 3 部、民法第 4 部、刑法第 1 部、刑法第 2 部、商法第 1 部、商法第 2 部、民事訴訟法第 1 部、刑事訴訟法、民法基礎演習

第 2 類の必修科目の大半は法科大学院進学プログラムの修了に必要な科目と重なり、かつ、第 2 類の選択必修科目は基礎法学のみであるから、履修計画を立てやすい。一方、第 1 類と第 3 類の場合、法科大学院進学プログラムの修了に必要な科目の多くが第 1 類・第 3

類の必修科目でないことに加えて、実定法又は法学以外にも選択必修科目の単位を取得する必要があるため、履修計画を工夫する必要がある。

### 3. 早期卒業制度を併用する場合

早期卒業（3年卒業）を目指す場合には、通常であれば法学部3年生と4年生で履修する授業科目を法学部3年生のうちに履修し、単位を取得しなければならない。このような形で履修を可能にするため、早期卒業予定者としての認定を受けた者を対象として、履修登録の上限規制（いわゆるキャップ制）が各セメスター24単位から30単位へ緩和される。

具体的な履修計画を立てる際には、各授業科目の配置を確認する必要がある。法科大学院進学プログラムの修了に必要な科目の配置は以下のとおりである。

教養学部2年生	法学部3S	法学部3A	法学部4S	法学部4A
憲法 民法第1部 刑法第1部	民法第2部 刑法第2部 商法第1部 行政法第1部 民法基礎演習	民法第3部 行政法第2部 商法第2部 民事訴訟法第1部 刑事訴訟法	民法第4部	(配置なし)

法科大学院進学プログラムの修了に必要な科目のうち法学部4Sに配置される講義科目は民法第4部のみである。法学部3S配置の実定法科目と民法第4部の開講時間帯は、重ならないように配慮される。

むしろ、早期卒業制度と法科大学院進学プログラムを併用する場合には、法科大学院進学プログラムの修了に必要な科目ではない授業科目について、各類の必修科目や選択必修科目と照らし合わせながら履修計画を工夫することが重要となる。